

リチウム蓄電池等適正処理対策実証事業公募要領

1. 趣旨

近年、リチウム蓄電池を使用した製品が増加し、リチウム蓄電池及びリチウム蓄電池を使用した製品(以下「リチウム蓄電池等」という。)が廃棄物として処理される過程で、火災事故等が発生し、収集運搬車両や廃棄物処理施設への被害に加えて、処理が滞ることによる社会的影響の発生、廃棄物を処理する体制そのものへの影響が懸念されています。この状況を踏まえ、市民によるリチウム蓄電池等の適切な排出を促す実証事業を実施します。本実証事業を通じて、今後のリチウム蓄電池等の回収の課題と対応策の検討を行います。

2. 概要

(1) 応募主体の要件

本公募の応募主体は都道府県もしくは一部事務組合とします。なお、複数の市区町村の連携による申請が可能です。複数市区町村による連携取組の場合、代表となる市区町村が申請を行ってください。(以下、市区町村等とします。)

実証事業期間中に、効果検証を行っていただき、実証事業の取組内容及び成果については、環境省のリチウム蓄電池等処理困難物対策集に掲載します。効果検証においては、有効性と継続的実施の可否も含めて検証いただき、結果を公表することを前提として御応募ください。

(2) 実証事業の対象要件

市区町村等が、製造事業者、販売事業者等と連携して実施する「リチウム蓄電池等の排出時の危険性及び排出方法等の周知」、「リチウム蓄電池等の回収体制構築」等のために必要な事業を実施することを要件とします。具体的には、リチウム蓄電池等の適正処理対策において有効と考えられる以下のような内容が対象となります。対象地域は、区域内全体又は区域内一部のいずれも可能です。なお、事業期間終了後に、有効性が認められた事業の継続的実施意思があることが採択において優先されます。

現在の回収状況・課題の把握	現在のリチウム蓄電池等の収集方法や排出量の推計等を実施する。
現在の処理状況・課題の把握	回収したリチウム蓄電池等の現在の処理方法、コストを把握する。
回収キャンペーンの実施	1 か月間程度の期間を目安に、これまでとは異なる方法によるリチウム蓄電池等の回収を実施する。
有効性の検証	住民アンケート等により、リチウム蓄電池の排出時の留意事項に関する認知、回収キャンペーンへの参加状況等を把握・分析、リサイクラーへの引渡し量、有償引き渡しの状況等を整理する。
今後の課題への対策の検討・提案	実証事業の結果を踏まえ、継続的実施の可否や改善策に関する検討を行う。

(3) 実証事業の費用負担

環境省が負担する実証事業の費用の範囲は、採択された対策の実施に係る委託費、広報費、消耗品費、旅費、謝金、人件費等の全部又は一部とします。常勤職員等に係る人件費は対象外です。

(4) 選定と実証事業の実施・予算

一定規模のリチウム蓄電池等の排出が見込まれる、区域内人口約 10 万人以上（複数の市区町村で応募した場合は、全市区町村の人口の合算値が 10 万人以上）の取組を 3 件程度選定します。実証事業の実施主体は環境省です。選定された市区町村等と環境省の請負先（株式会社三菱総合研究所）の協力のもとに、実証事業を実施します。

実証事業全体の予算は約 1,350 万円（消費税込み）であり、1 件あたり原則として約 450 万円（消費税込み）となります。（ただし、区域内人口の規模等を勘案して金額を調整する可能性が

ります。)

＜予算の使用方法＞

- ・ 選定された市区町村等の実施内容に基づき環境省の請負先（株式会社三菱総合研究所）が予算から支出します。
- ・ 具体的には、市区町村等にて見積書等を取得し、その内容に基づき環境省の請負先（株式会社三菱総合研究所）が直接業者への支払い等を行います。広告委託、消耗品購入、備品等、価格競争により経費削減が図れるものについては、3 者程度から見積書を取得してください（最も安価な事業者への発注とします）。
- ・ 5 万円（消費税込み）を超える備品等の導入についてはリチウム蓄電池に関する対策で専用するものとし、購入を希望する場合は個別に御相談ください。

（５）事業の実施期間

原則として、実証事業実施市区町村等の選定（令和 6 年 10 月予定）後から令和 7 年 1 月末日までとします。ただし、事業の内容や進捗状況に応じて事業期間終了時期を前倒しすることが可能です。効果検証を行うことを踏まえ、最低 1 ヶ月以上の期間、事業を実施してください。

3. 応募方法

（１）応募方法

実証事業への応募にあたっては、事業申請書（様式 1）、事業計画書（様式 2）及び予算書（様式 3）、連携先自治体の情報（リチウム蓄電池等の回収・処理状況）（様式 4）を、環境省に提出してください。

（２）応募期間

令和 6 年 9 月 2 日（月）10:00 から

令和 6 年 10 月 4 日（金）16:00 まで

※応募書類一式の電子媒体 1 部をメール送付してください。応募期間を過ぎると受理できませんので御注意ください。

（３）応募先メールアドレス及び問い合わせ先

株式会社三菱総合研究所 エネルギー・サステナビリティ事業本部内

lib-jissho@ml.mri.co.jp（請負先アドレス）

4. 選定

（１）選定方法

環境省が主催する「令和 6 年度リチウム蓄電池等適正処理対策に係る検討会」（外部有識者を含む）の中で、本事業の評価基準に照らして事業を選定します。なお、選定過程において、申請者に追加資料の作成等を依頼する場合があります。

（２）評価基準

以下の観点により、事業申請書、事業計画書及び予算書进行评估します。

（イ）実効性

- ・ 地域の実情・課題を踏まえた効果的な提案か、地域の活性化や雇用確保に寄与するか

（ロ）発展性

- ・ 他の地域にも展開可能な内容となっているか

（ハ）継続性

- ・ 実証事業後に継続してリチウム蓄電池等の周知・回収を行う計画となっているか

（ニ）関係者との連携・処理の適正性

- ・ 関係者との必要な連携構築の体制が整備されているか

(3) 選定結果

選定結果は、令和 6 年 10 月下旬頃に、採択者へは個別連絡の上、環境省ホームページにて結果を公表する予定です (https://www.env.go.jp/recycle/waste/lithium_1/index.html)。

(4) その他、留意事項

- ・ 選定後に、実施計画について環境省と相談の上、より事業の有効性を高める観点から、実施内容の変更を検討いただく場合があります。また、予算に限りがありますので、提案された内容を全て実施できない場合があります。
- ・ 申請事業が、すでに他の補助金等の支援を受けている場合は、内容重複部分の費用計上は出来ません。
- ・ 予算書に記載した費目について、それぞれ見積書等を取得してください。広告委託、消耗品購入、備品等、価格競争により経費削減が図れるものについては、3 者程度から見積書を取得してください（最も安価な事業者への発注とします）。見積書等につきましては、選定後御提出いただきます。
- ・ 事業計画書の選定後、自治体の都合による事業費の積算に影響する計画内容の変更については正当な理由がある場合を除き原則として認められません。正当な理由をもって変更を希望する場合は、環境省担当官と調整し、決定してください。
- ・ 実証事業で選定された場合は、環境省が主催する「令和 6 年度リチウム蓄電池等適正処理対策に係る検討会」にオブザーバーとして御参加いただきます（日程等につきましては、改めて調整をさせていただきます）。